

小値賀町議会第三回定例会
(第八日目)

一、出席議員 十名

二、欠席議員

なし

十九 八 七 六 五 四 三 二 一

番 番 番 番 番 番 番 番 番

横 松 立 伊 岩 浦 小 土 加 宮

山 永 石 藤 坪 辻 川 山 崎
隆

弘 勇 隆 忠 義 英 重 雅 良
治

藏 治 教 之 光 明 郎 佳 徳 保

三、地方自治法第二百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	副町長	教育長	会計管理者	総務課長	財政課長	住民課長	産業振興課長	産業振興課専門幹	建設課長	診療所事務長	教育次長	農業委員長
山田	三浦	巖充	筒井	谷良	西久	中川	吉元	尾崎	中村	升水	大黒	大田
憲道	清敏	也	英敏	一之	久也	勝信	孝三	敏章	裕司	泰三	夫	

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長
議 会 事 務 局 書 記

松 熊

永 脇

清 一

美 也

五、議 事 日 程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第三回定例会

平成二十年九月二十四日（水曜日）

午前九時三十分

開 議

- 第一 会議録署名議員指名（土川重佳議員・小辻隆治郎議員）
- 第二 議案第五〇号 平成二十年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第一号）
- 第三 議案第五一号 平成二十年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第一号）
- 第四 議案第五二号 平成二十年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第一号）
- 第五 議案第五三号 平成二十年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第一号）
- 第六 議案第五四号 平成二十年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第一号）

午前九時三十分開議

議長（横山弘藏） おはようございます。

ただいまの出席議員は、十名です。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第一百八条の規定によって、三番・土川重佳議員、四番・小辻隆治郎議員を指名します。

日程第二、議案第五〇号、平成二十年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第一号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長（中川一也） 議案第五〇号、平成二十年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第一号）についてご説明いたします。

このたびの補正は、前年度決算に伴う繰越金の額の確定、前年度介護保険給付費精算に伴う国庫負担金等の償還が主な内容でございます。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ一千九十五万六千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ三億四千九百九十八万七千円とするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入から順次ご説明いたします。

四頁をお開き下さい。

第一款・保険料、一項・介護保険料、一目・第一号被保険者保険料、三節・滞納繰越分五万二千元は、十九年度に滞納された保険料でございます。

第六款、一項・支払基金交付金、一目・介護給付費交付金、二節・過年度分八十七万円は、十九年度介護給付費実績に伴う追加交付分でございます。

第十二款、一項、繰越金、一目、一節・前年度繰越金一千三万四千円を補正いたします。前年度からの繰越金は一千三万四千三百八十円となっております。

次に、歳出を申し上げます。

第七款・諸支出金、一項、一目・償還金、二十三節・償還金、利子及び割引料三百八十八万四千円の増は、十九年度介護保険給付実績の確定に伴い、概算交付されていた国費、県費、社保支払基金交付金を返還するものでございます。二項・繰出金、一目・一般会計繰出金、二十八節・繰出金七百七万二千円の補正は、十九年度介護保険事業実績に伴い、剰余分を一般会計へ返納するものでございます。

以上、補正予算の概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・保 険 料

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第六款・支払基金交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十二款・繰 越 金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第七款・諸 支 出 金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第五〇号、平成二十年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算(第一号)を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 異議なしと認めます。

したがって、議案第五〇号、平成二十年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算(第一号)は、原案のとおり可決されました。

日程第三、議案第五一号、平成二十年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算(第一号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長

建設課長(中村敏章) 議案第五一号、平成二十年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算(第一号)の提案理由をご説明いたします。

この度の補正は、人事異動による人件費の減額補正、委託職員の減少による委託費の減額補正等が主なものでございます。「第一表歳入歳出予算補正」に示しますとおり、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ三百三十万円を減額し、歳入歳出予算の総額を八千七百七十万円といたしております。

それでは、予算説明書の歳入歳出事項別明細書七頁、歳入よりご説明いたします。

歳入では、第一款・事業収入、一項・使用料及び手数料、一目・使用料三十六万円増額し、五千五百四十四万一千円とし

ております。

四款、一項、一目・一般会計繰入金を二百九十三万三千円減額し、二千九百四十八万六千円としております。

五款、一項、一目・繰越金は、前年度繰越金の確定額でございます。

八款・諸収入、一項、一目・雑入百万円の減額は、平成十九年度消費税還付金を見込計上してはりましたが、確定申告により減額しております。

歳出では、第一款・総務費、第一項・総務管理費、一目・一般管理費、二節、三節及び四節の減額は、人事異動に伴う人件費等の減額でございます。七節・賃金九万九千円の増額は、委託職員の減少によるものでございます。十一節・需用費の増額補正は、六島地区海水淡水化施設高圧ポンプ修繕料と、バックホーの修繕料、合計しまして七十四万六千円増額しております。十二節・役務費を一万四千円増額、十三節・委託料二百八十八千円の減額は、委託職員の減少によるものでございます。十四節・使用料及び賃借料九万円の減額は、バックホーの修理により、借上料の減額でございます。十六節・原材料の五十万円増額は、斑地区下水道工事に伴う水道資材費でございます。十九節・負担金、補助及び交付金三十八万四千円の減額は、平成十九年度事業費割合費の減額によるものでございます。一款、一項、三目・消費税五十三万八千円の追加補正は、平成十九年度確定申告による平成十九年度分地方消費税納付金十二万五千円と、平成二十年度中間申告分四十一万三千円の計上でございます。一款、一項、一目・一般管理費の総額を三百七十四千円減額し、四千二百八十八千円としております。

四款、一項、一目・予備費を二十二万六千円減額し、四十二万五千円といたしました。

以上、提案理由のご説明をいたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・事業収入

伊藤議員

七番（伊藤忠之） 過年度分の水道使用料の件数をできればお願いします。

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

—	休憩	午前	九時	四十分	—
—	再開	午前	九時	四十二分	—

建設課長

議長（横山弘藏） 再開します。

建設課長（中村敏章） お答えいたします。

過年度分が三十六万円計上でございますが、二十四件の五人分でございます。

これは分納していただいておりますが、現在は十八万二千五百四十一円となっております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第四款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第五款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第八款・諸収入

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第一款・総務費

九番（松永勇治） 総務費の一般管理費でございます。

七節・賃金、九万九千円のメーター検針賃金を今回補正されまして、合計三十九万六千円になるわけですけど、この前、メーター検針については三名で回るうちゆうことは、短期間にメーターを検針する必要があるというふうなことがあったんですけど、町民からですね、三名も要るのかなというふうな話があつて、この前、全協か何かの時に担当にお聞きしたところ、今さっき言うたようなことで、急がれるんだということ、それが安上がりというふうな説明がございました。

まあ一般会計からですね、繰り入れもありますし、こういうような職員三名も要ることですし、常時事務的なものがあるかどうかは知りませんが、これはなるだけですね、こういうふうなものを抑えていかんと、一般会計の繰り出し何か

松永議員

が増えていますね、採算がとれる事業であればいいんですけども、一般会計からかせしてもらおうというようなことですから、小さい額ではありますけれども、そういう点にはひとつ気を配ってですね、なるだけ経費の削減に努めていただきたいと思っていますが…。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（中村敏章） お答えいたします。

今回の九万九千円の増額でございますが、この増額につきましてはですね、委託職員を一名減員しております。その関係です、別途にですね、検針の賃金が必要となりましたので、一名分ですね、それで計上しております。

十三節の委託料二百八十八千円減額になっておりますが、これに代わる検針の賃金でございます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

松永議員

九番（松永勇治） 委託料ですね、維持管理委託料つちゆうことで二百萬三千円の減額に対して、大分削減はされておりますけれどもね、やっぱり職員三人おるということであれば、なるべく臨時雇い賃金を減らすようなあれでひとつ経費の節減に努めていただきたいと思ひます。

答弁は要りません。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

加山議員

二番（加山雅徳） 今回の関連の質問ですが、一目の一般管理費の十三節・委託料ですね、まあ人件費一人減のためということでございますが、この内容が海水淡水化装置メンテナンス委託料の十萬五千円、その下の水道施設維持管理委託料の二百萬三千円ですか、この内訳をもうちょっと詳しく説明をお願いいたします。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（中村敏章） お答えいたします。

委託料の十萬五千円、この減額につきましては、六島の海淡水装置なんですけど、この分がですね、減額しております。

それと、水道施設維持管理委託料二百萬三千円、これはですね、委託職員が一名減になっておりますので、その分の委託料です。これは一年間通して雇用するわけでございますけど、その分の委託料です。十二ヶ月分丸々減額になっております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第四款・予 備 費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第五一号、平成二十年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算(第一号)を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 異議なしと認めます。

したがって、議案第五一号、平成二十年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算(第一号)は、原案のとおり可決されました。

日程第四、議案第五二号、平成二十年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算(第一号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長

建設課長(中村敏章) 議案第五二号、平成二十年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算(第一号)の提案理由をご説明

いたします。

この度の補正は、施設整備費の減額による事業費補正が主なものでございます。

「第一表歳入歳出予算補正」に示しますとおり、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ一千百三十四万九千円を減額し、予算総額を三億五千三百六十五万一千円といたしております。

第二条は、地方債の追加、変更規定でございまして、「第二表地方債補正」に示しますとおり、資本費平準化債を六千六百二十万円の追加、漁村再生交付金事業一億四千五百十万円を、限度額七千三百七十万円に変更するものでございます。

それでは、補正予算の内容を説明書の事項別明細書により、七頁、歳入よりご説明いたします。

三款・県支出金、一項・県補助金、一目・漁港漁村総合整備事業補助金を七百九十五万六千円減額し、一億一千六百二十四万四千円としております。

四款・繰入金、一項・一般会計繰入金を三百三十万円の増額し、四款、一項、一目・一般会計繰入金を七千四百三十万円といたしておりますが、県の促進交付金として漁業集落排水事業で一千六百万円、起債の償還元利への交付税算入分九千六百万円、合計、一億一千二百十万円が一般会計に受け入れられる予定でありますので、七千四百三十万円を下水道特別会計に繰り戻してもらうことにしております。

五款、一項・繰越金は、前年度からの繰越額でございまして。

七款、一項・町債、一目・下水道事業債を五百二十万円減額し、町債を一億三千九百九十万円としております。

八頁、歳出についてご説明いたします。

一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費を十六万六千円増額し、六百十三万二千円としております。二目・漁業集落排水管理費を五万二千円増額し、百七十三万八千円としております。四目・農業集落排水管理費四十一万円の増額は、柳地区のマンホールポンプ水位計に係る修繕費でございまして。五目・公共下水道管理費七十二万円の増額補正は、マンホールポンプ制御盤と水位計に係る修繕料でございまして。七目・合併浄化槽管理費の委託料を二十五万円増額し、合併浄化槽管理費を百八十四万五千円としております。一款、一項・総務管理費を百五十九万八千円増額し、二千四十四万七千円といたしました。

二款・施設整備費、一項・施設整備費、一目・漁村再生整備費を一千三百十三万七千円減額し、一億九千五百七十八万六

千円としておりますが、工事請負費の減額が主なものでございます。

三款、一項・公債費、一目・元金は、財源の組み替えでございます。

四款、一項、一目・予備費を十九万円増額し、予備費総額を六十九万六千円いたしました。

以上、提案理由のご説明をいたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第三款・県支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第四款・繰入金

松永議員

九番（松永勇治） 今回、七千百万円に三百三十万円を加えて七千四百三十万円ということですが、さっき、提案理由の説明の中でですね、この財源の七千四百三十万ですね、一般財源以外の数字を言われましたが、ちよつと聞き漏らしましたので、内容を説明して下さい。一般財源がそのうちのくらいあるのか。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（中村敏章） お答えいたします。

漁業集落排水事業につきましては、県の促進交付金が事業費に対して八%付きますので、その分が一千六百万。それと、起債の償還元利に対する交付税算入分、これが合わせまして九千六百万円を見込んでおります。

それで合計が一億一千二百十万円を見込計上しております。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 七千四百三十万ですね、繰入金金の交付税算入分とかいろいろありますので、その中身をですね、交付税分で幾ら、何々で幾らと、そして一般財源が幾らというふうに分けて説明して下さいと…、内容をですね。

七千四百三十万円の内容を尋ねているわけです。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（中村敏章） 繰入金につきましては、一財扱いにしております。下水道特別会計の一財扱いです。

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

—	休憩	午前	九時	五十七分	—
—	再開	午前	十時	零分	—

議長（横山弘藏） 再開します。

建設課長（中村敏章） お答えいたします。

一般会計繰入金三百三十万円の増額の理由でございますけど、二十年度からですね、起債借り入れ、これがですね、「受益者負担金相当分は充当できませんよ」というふうな形になっております。

小値賀町の場合、受益者負担はございませんけど、他の自治体がですね、ほとんど受益者負担金がございますので、「その受益者負担相当額を起債借り入れから減額します」ということで、その減額された相当分が、この三百三十万円となっております。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） そうせんと合わんとでしようけども、今度の補正額にですね、ですけど、ただ私がこう見るところですね、みんな収入は繰入金だけが三百三十万増えてですよ、一般会計からの……。そして支出の方も勿論減つとるわけですけど、なぜ一般会計繰入金を三百三十万増やさにならんのかなという頭があったもんですからね。

それでまた、私は一般会計繰入金ということに非常にもう神経を使つとるわけですよ。今後どんどんどんどん増えていくと、ほんと大変ですよ。二億に近いあれを一般財源から出しとるわけですからね、そういうことでお聞きしたわけですよ。

是非とも紐付き分とか、交付税算入分が一億あるから、そんなら一億入れて下さいつちゆうことじゃなくて、少し一般財源は、そういうふうな要らないものは一般会計からもらわないようにするように、ひとつ心がけていただきたいと思います。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（中村敏章） おっしゃるとおりだと考えております。

できる限りですね、交付税算入があるからその金額を全部もらおうという考えは私はありません。

ただ、今回の三百三十万円の追加についてはですね、起債がその分が減額されたということで、どうしてもですね、もらわなくてはちよつと収支がつかないちゅうことで、お願いしているわけでございます。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 今、建設課長が言われたとおりですね、他の会計の担当者もそういうふうな心がけで、ひとつ運営をいただきたいと思います。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第五款・繰越金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第七款・町債

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第一款・総務費

伊藤議員

七番（伊藤忠之） 七目の合併浄化槽の管理費の中で委託料、これの内容の説明をお願いします。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（中村敏章） お答えいたします。

この委託料の件でございますけど、納島地区のですね、委託料を十件分計上漏れがございまして、その分です、計上でございます。納島地区がですね、一戸当り二万五千二百円、これの十戸分が未計上でございまして、その分を今回ですね、増額補正させていただいております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

立石議員

八番（立石隆教） 四目と五目でございますけれども、需用費で修繕料ということで四十一万と七十二万。

先ほどの説明では、柳地区と笛吹ということになりますが、これは下水道事業を始める前に、所謂、「運営費として気に

かかるところはどこか。」という話のときにですね、所謂、「途中のマンホールのポンプアップする部分が多ければ多いだけ運営費が高くなると、なるべくならそういうものを抑えながらやりたい。」という答弁がありました。

そこで、そのときに聞いたときにですね、「このマンホールのポンプ、どれぐらいの耐用年数があるんだ？」という話を聞いたことがあります。そのときに「十年。」というような答弁がありました。

で、今度の場合は取り替えじゃなくて修繕であります。柳地区の場合はどれぐらい経つてますかね、何年ででしょうか？それから、笛吹はちよつと早いなと思うんですが、特別な事情が、この修理費が出てきた理由があるんでしょうか、伺います。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（中村敏章） お答えいたします。

水位計でございますけど、この故障の原因がですね、メーカーの方にも問い合わせしてみたんですけど、原因がはっきりとしないのが現状です。

それと、年数につきましてはですね、一応メーカーは三年程度なんです。ポンプは五年ですけど、実際はですね、メンテの仕方でも十年間ももてると思います。

笛吹地区の分についてはですね、さほど年数は経つてはおりません。それで水位計と制御盤の方がですね、故障しております。まして現在水位計については稼動しております。

別に水位計がですね、稼動しなくてもそれほど影響はないんですけど、まあ遠隔で見える場合ですね、どの程度水位があるかちよつと判らないものですから、今回までは何とか修理して、次回以降、もしこのようですね、他にもありますので、水位計入れている所は……。もうこういうところが頻繁にあるようであれば、もう水位計は撤去して、それはもう遠隔でも見れないような格好で、別にさほど支障があるものではないので、それはもう撤去してもいいかなあというふうには思っております。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） 原因はしっかりと調査をすべきだと思います。

先ほどの水位計の問題についても、ひよつとするとその工事のときにですね、問題点が無かったかどうか。

であれば、「今のところ、運営には必要ないのでそのまま行きます。」という話は私はちよっとおかしいなど…。
そういうところじゃなくて、所謂、工事の段階でそういう不備があったということでないならいいんですけど、あったとすれば問題だなあと思いますが、原因究明をちゃんとやるべきだと思いますが、やるつもりですか？

それから、柳地区についても原因が判らないということですが、原因が判らないままですね、また直ぐ一・二年で修繕料という話になってくると問題だと思います。

先ほど、「耐用年数三年」と、私は「十年」だと聞いておりましたんで、ええそれはいつの間に変わったんだと思っておりますが、原因究明はするつもりですか？

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（中村敏章） お答えいたします。

マンホールポンプのポンプ自体、そのものはですね、耐用年数は長いんです。しかし、中の弱電を扱っております水位計とか、制御盤等についてはですね、ポンプみたいに長くない場合がございます。

それと、落雷による「パルス」と言いますかね、あの影響もですね、弱電ですので、受ける場合がございますね、かなり頻度が高いだろうと思っております。

それで、水位計につきましてですね、メーカーサイドの方と話はしてるんですけど、原因はですね、究明したいと思っております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第二款・施設整備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第三款・公債費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第四款・予備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

次に、第二表『地方債補正』についてご質疑願います。

伊藤議員

七番（伊藤忠之） 一の追加の分で、資本費平準化債の中で六千六百二十万。これ、確認のために伺いますが、七頁のですね、歳入の町債、それで二節の農業集落と、それから三節の公共事業債、これが最初、当初予算には載っていませんでしたが、今回計上しております。

それを含めての今回の、資本費平準化債に当てはめたかどうかをお伺いします。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（中村敏章） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、歳入の七款、一項、一目・下水道事業債、これの農業集落排水事業債、公共下水道事業債、この分についてはですね、三千七百七十万、それと二千七百万、この分については平準化債でございます。

それとですね、漁村漁業整備事業債、これは大島地区の分のですね、平準化債、これをみておまして、この分が百五十万でございます。

それで合計しまして平準化債の追加分が六千六百二十万円となっております。

加山議員

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

二番（加山雅徳） 関連の質問ですが、この資本費平準化債っていうのはですね、まあ課長も十分承知してこれを使ってるんだらうと思いますが、これについてあんまり議会で議論せんずくですね、国の方の、同じこういうやつで臨時財政対策債みたいなですね、まあそれとまったく一緒みたいな平準化債ですが、この平準化債についてどういう認識しておられるのか。その説明をお願いします。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（中村敏章） お答えいたします。

下水道事業につきましては、初期投資に対して使用料でですね、償還金を賄うことができません。これは後年度になって

接続率が上がってきますと、使用料は勿論上がってきます。そのために『当座しのぎ』と言いますか、そのための資本費平準化債でございまして、これはですね、減価償却分がございます。施設の減価償却分、これをすべての所謂起債償還額ですね、それから引いたやつ、その残りが百%平準化債として借り入れることができますので、これはですね、時限立法ではございまして、今後ずっと続く起債でございます。

ですから、もうこれはですね、元金マイナスの、所謂、償却額ですね、それが限りはこの平準化債は利用していきたいと考えております。

議長（横山弘藏） 加山議員

二番（加山雅徳） 私の勉強不足かも知れませんが、この平準化債についてはですね、今、課長の答弁の中で若干違うかなと私思うんですが…。

と言うのは、元利償還金が二十年償還ということで、先ほど言いました減価償却費ですね、これが大体耐用年数で四十年ですか、四十四年ですか、その差額分が要するにこの平準化債でできるといふ認識をしております。

それともう一つ。これは時限立法ではなく、期限が無いとかという話やったのですが、私が調べたところ、三年ぐらいの、何年度からやったですかね、去年、十七年からやったですかね？と思うんですが、そこら辺の確認の意味で、もう一回お願いします。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（中村敏章） お答えいたします。

平準化債につきましては、時限立法ではないと私は確認しております。

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

議長（横山弘藏） 再開します。

建設課長（中村敏章） お答えいたします。

先ほど答弁したと思うんですけど、償還額、これはあくまでも元金に対しての償還ですね、これからですね、減価償却分

—	休憩	午前	十時	十六分	—
—	再開	午前	十時	十七分	—

建設課長

を差し引きまして残った金額、これが平準化債を利用することができません。

ですから、減価償却が元金をオーバーしない限りはずっと借っていききたいと思っております。

議長（横山弘藏） 加山議員

二番（加山雅徳） 先ほどの、「時限立法では無い」ということでございますんで、私の質問を撤回いたします。

で、もう一点。後世に、この借金を残すというふうな形になるわけですけど、ずっと私、頭にひっかかっているのがですね、この平準化債というのがまあ通常であれば起債して半分補助金で、半分は二十年ぐらいの償還にするという形で、結果的には分散した形ですね、後世に借金を振り分けたつちゅう感じですね、こういういろいろ考えればですね、明日の報告でも財政課長からあるでしょうけど、『実質公債費比率』をですね、下げるがためのことにもとられるわけですね。

だから、そこら辺の、まあ平準化債があるから、せっかくなかなかいい交付税措置もあるから、これを使えというのは、これは大いにいいことだと思えます。だからそこら辺ですね、認識がどう、要するにさっき言いました臨時財政対策債、これも交付税があるという、まったく似たような、まあいい制度ですから、これ大いに使っていいんですが、実質公債費比率を下げるがための、これを利用したんじゃないかという気もするんですから、要するに借金を少なく、バラかして、まあ「バラかして」という表現はいかんですけど、そういう意味にも取れるわけですけど、そこら辺の、財政課長でもどっちでもいいですが、答弁をお願いいたします。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（中村敏章） お答えいたします。

これは特別会計でございますので、一般会計からですので、繰入額が無くて独立採算できるようにであればですね、平準化債の活用つちゅうともある程度抑えることが出来るんだらうと思えますけど、現在財源が厳しい中にですね、出来れば資本費平準化債を利用して、行きたいと考えております。

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

—	休憩	午前	十時	二十分	—
—	再開	午前	十時	二十二分	—

議長（横山弘藏） 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

松永議員

九番（松永勇治） これは確認でございます。

今、やり取りの中でですね、資本費平準化債は、元金償還費から減価償却を引いて、その分の百分が充当されて、その償還費は交付税で五〇%みられるということですね。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（中村敏章） 議員おっしゃるとおりでございます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

松永議員

九番（松永勇治） そうしますと、償還金の五〇%は、結局自主財源ですね、充てなければならぬことですね。ですから、その差し引いた百分の額がですね、大きければ非常に効用があると思えますけども……。その点について。

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

― 休憩 午前 十時 二十四分 ―

― 再開 午前 十時 二十五分 ―

議長（横山弘藏） 再開します。

松永議員

もう一度、質問をお願いします。

九番（松永勇治） 元金償還費が非常に大きくて、そしてそれに減価償却を引いた場合には、まあ比例化すると思えますけども、それが非常に大きい場合ですね、起債充当するその対象額がですよ。

結局、元金償還が大きいですね、そういうことですね、そうした場合は非常に財政的にあれするので、今、何年続くとか何とかつちゆうこともいろいろありましたけども、そのところのやっぱり充当する額が大きいか少ないかでやっぱり考えなければならぬんじゃないかと思うんですけども、その点、財政課長、どう思いますか。

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

― 休憩 午前 十時 二十六分 ―

― 再開 午前 十時 三十分 ―

議長（横山弘藏） 再開します。

財政課長

財政課長（西村久之） お答えします。

質問の、資本費平準化債につきましては、その借入額の約半分は、五〇％程度ですけれども、地方交付税が丸々その分だけは減収するような形になります。

で、その残りの分につきましては、決算特別委員会でも建設課長が答弁したとおり、下水道債と一緒に交付税措置があります。その半分、交付税が減収分につきましては、後年度で、その分は全部みてくれるというようなことになっております。それでよろしいでしょうか？

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第五二号、平成二十年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第一号）を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第五二号、平成二十年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第一号）は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

議長（横山弘藏） 再開します。

—	休憩	午前	十時	三十二分	—
—	再開	午前	十時	四十二分	—

日程第五、議案第五三号、平成二十年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第一号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（尾崎孝三） 議案第五三号、平成二十年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第一号）の提案理由を
ご説明いたします。

今回の補正予算の内容は、歳入で、平成十九年度の決算により前年度繰越金の額が確定、それに伴う繰入金の減額と、歳
出で人事異動に伴う人件費の減額補正が主なものでございます。

それでは、補正予算の内容についてご説明いたします。

第一条は「第一表歳入歳出予算」に示しますとおり、既定の予算から歳入歳出それぞれ三百七十九万七千円を減額し、補
正後の総額は、六千三百九十九万三千円でございます。

それでは、予算説明書の事項別明細書七頁の、歳入からご説明いたします。

第四款、一項、一目・一般会計繰入金では、六百万円を減額し、補正後の額を二千三百万円としております。

第五款、一項、一目・繰越金では、前年度分の繰越金を二百二十万三千円増額し、補正後の額を二百八十五万三千円とし
ております。

八頁、歳出についてご説明いたします。

一款・渡船事業費、一項・渡船管理費、一目・渡船総務費は、人事異動に伴い、職員二名分の給料等を各節のとおり、百
九十七万六千円を減額し、二目・はまゆう運航費は、四節・共済費を一万六千円増額、七節・賃金では、臨時雇い船員の賃
金を三十三万八千円増額、十一節・需用費では、燃油高騰に伴う燃料費を三十万増額、十二節・役員費では、臨時雇い
船員の社会保険料を八万四千円減額、三目・さいかい運航費は、当初、職員二名分の給料等を計上していたものを、今回、
職員一名分の給料等、各節のとおり減額、七節・賃金では、臨時雇い船員二名分の賃金百二十七万二千円増額、十一節・需

用費では、燃油高騰に伴う燃料費とエンジン周りの修理費を九十九万円増額、十二節・役務費では、臨時雇い船員の社会保険料を三十八万七千円増額し、一項・渡船管理費の総額を、五千五百五十二万四千円としております。

三款、一項、一目・予備費では、六万四千円を減額し、補正後の額を四十一万九千円としております。

以上によりまして、平成二十年度小値賀町渡船事業特別会計の歳入歳出予算の総額を、六千三百九十万三千円といたしております。

以上、提案理由のご説明をいたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第四款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第五款・繰越金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第一款・渡船事業費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第三款・予備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第五三号、平成二十年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算(第一号)を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 異議なしと認めます。

したがって、議案第五三号、平成二十年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算(第一号)は、原案のとおり可決されました。

日程第六、議案第五四号、平成二十年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第一号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

診療所事務長

診療所事務長(升水裕司) 議案第五四号、平成二十年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第一号)の提案理由をご説明いたします。

この度の予算補正は、歳入で医療機器購入に係る財源調整で補助金から起債への組み替え、平成十九年度決算による前年度繰越金の確定による変更でございます。

歳出では、今月末の県派遣医師の交代及び看護師退職に伴う人件費の変更、診療応援医師分の謝礼、負担金等の見直しによる増額補正、前年度の一般会計繰入金 の精算に係る繰り戻し、衛生材料費の購入に伴う増額補正が主なものでございます。

第一条は、第一表「歳入歳出予算補正」に示しますとおり、既定の予算に歳入歳出それぞれ一千五百四十七万円を増額し、補正後の総額を四億四千二百二十万円とするものでございます。

第二条は、第二表「地方債補正」のとおり、医療機器整備に係る財源組み替えに伴い増額が生じたので、補正を行うものでございます。

それでは、説明書事項別明細書の七頁から、補正予算の概要をご説明いたします。

歳入では、四款・繰入金、一項・他会計繰入金、二目・一般会計繰入金を四百八十万円減額し、一項・他会計繰入金の補正後の総額を二千二百二十万円にいたすものです。これは、医療機器購入に係る補助金が付かなかつたため減額するものです。

五款、一項、一目・繰越金は、前年度分の繰越金が確定しましたので一千五百四十七万円増額し、一項・繰越金の補正後の総額を二千五百四十七万円にいたしております。

七款、一項・町債、一目・病院事業債を四百八十万円増額し、一項・町債の補正後の総額を一千五十万円にいたすものです。これは、医療機器購入に係る補助金分を、起債に財源の組み替えを行うものです。

歳出では、一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費、二節・給料二百三十四万九千円の減額、三節・職員手当等四十万四千円の増額、四節・共済費五十四万六千円の減額につきましては、県からの派遣医師の交代及び看護師二名の退職によるものでございます。七節・賃金三十三万七千円の増額は、補助看二名の採用に係る不足分と、特定健診社保分の臨時雇い分でございます。八節・報償費八万円の増額は、長崎県離島・へき地医療支援センターからの代診と、長崎医療センターからの宿日直応援分で、これまでの実績を勘案して不足が生じますので、追加計上いたしております。十三節・委託料百二十四千円の増額は、補助看二名の三ヶ月分の人件費の計上と、庁舎内水道管の敷設替えを判断するための調査委託料を計上いたしております。十四節・使用料及び賃借料四十九万六千円の増額は、専門外来医師の送迎用の船舶借上料で、招聘医師の業務多忙により、一部で定期船利用から借上船に変更する場合がありますことから補正いたしております。十九節・負担金、補助及び交付金百九十一万二千円増額は、心臓外来の医師招聘が今年度中は見込めないため三十六万円減額と、長崎県離島・へき地医療支援センター代診応援分と、長崎医療センターからの研修医受入負担金の増額計上でございます。それに伴います旅費補助の計上でございます。二十八節・繰出金は、前年度分の一般会計繰入金の精算繰戻分として一千万円の計上で、一項・総務管理費の補正後の総額を、一億八千五百二十七万二千円といたしました。

二款、一項・医業費、一目・医業用機械器具費は、内視鏡ビデオシステム購入に係る財源の組み替えです。二目・医薬品

衛生材料費、十一節・需用費二百万円増額は、衛生材料費で院内感染、医療事故防止のため使い捨てタイプの器具等を導入しているため増額計上いたしております。十一節・役務費五十一万円増額は、特定健診に伴う血液検査のうち、外部発注分の手数料の計上です。これらにより、一項・医業費の補正後の総額を、二億三千六百六十七万三千円いたしました。

四款、一項、一目・予備費を四十万二千円増額し、予備費の総額を百六十六万九千円いたしました。

以上、平成二十年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第一号）に係る概要をご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第四款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第五款・繰越金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第七款・町債

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第一款・総務費

七番（伊藤忠之） 一目・一般管理費の中で、十九節・負担金、補助及び交付金。

先ほどの説明でもありましたけども、支援センター代診応援負担金の内容をもう少し詳しくお願いします。

議長（横山弘藏） 診療所事務長

診療所事務長（升水裕司） お答えいたします。

支援センター代診応援としましてですね、一応今、常勤で二名の医師がいるんですけども、その医師が例えば出張とか、休暇に入った場合に診療所が一名体制になるんですから、その分で、長崎県の中に『離島僻地医療支援センター』という

伊藤 議員

所があります。その所長がですね、ドクターでありますんで、そのドクターの応援を受けて常時、診療所の中の医師を二名体制にですね、もっていくようにいたしております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第二款・医業費

岩坪議員

六番（岩坪義光） 一目の医業用機械器具費。これの、先ほど説明の中で、「財源組み替え」と言っておりますが、もう少しちよつと内容説明をお願いいたします。

議長（横山弘藏） 診療所事務長

診療所事務長（升水裕司） お答えいたします。

一応、当初予算で、電子内視鏡のビデオシステムということで購入する計画で、事業費が一千百五十五万円かかります。その中で、一応県の補助金ということで、半分補助をもらうような計画をしてたんですけれども、その県の方の枠がちよつと足らなくて、その補助金がなくなりました。その分を、あと起債の方にですね、全額じゃないんですけれども、起債に組み替えている状況です。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

松永議員

九番（松永勇治） 先ほど、「県の補助金がなくなりました。」つちゆうことやったんですが、当初予算では県の補助金は入っていないんですね。繰入金で対応しとるようですね。

ですから、繰入金を減額して、起債に変えたということでしょう。

議長（横山弘藏） 診療所事務長

診療所事務長（升水裕司） 一応、特別会計の場合は、国庫補助とか県補助が付いても直接、診療所の方には補助金として入ってこないんですね。

一応、一般会計で補助金として受けて、うちの方で繰入金として受け入れますので、一応そういうふうな予算計上になっております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第四款・予 備 費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 質疑なしと認めます。

次に、第二表『地方債補正』についてご質疑願います。

松永議員

九番(松永勇治) 利率が「五%以内」としてありますけれども、実際の借入利率をお尋ねします。それから、償還期間…。

議長(横山弘藏) しばらく休憩します。

—	休 憩	午 前	十 一 時	零 分	—
—	再 開	午 前	十 一 時	一 分	—

診療所事務長

議長(横山弘藏) 再開します。

診療所事務長(升水裕司) お答えいたします。

これは辺地債ですね。辺地債なんですけど、一応据え置きが二年で、償還期間は一応十年です。

それで利率は、現在で「一・五%」ということですか。

議長(横山弘藏) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第五四号、平成二十年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第一号）を採決します。
おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第五四号、平成二十年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第一号）は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これにて散会します。

明日、九月二十五日は、休会とします。

明後日、九月二十六日は、午前九時三十分より開議します。

― 午前 十一時 三分 散会 ―